

一般社会法人はこだて地方創生研究会 会則

第1条[名 称]

本会の名称は「一般社団法人はこだて地方創生研究会」とする。

第2条[事務所]

本会の事務所は、北海道函館市大手町3番15号に置く。

第3条[目 的]

本会は、函館市をはじめとする道南地域の活力あふれ個性豊かな地域社会を実現するため、ひとづくり、まちづくり等地域社会の活性化のための諸活動を実施および支援し、地域振興の推進に寄与・貢献することを目的とする。

第4条[事 業]

本会は、第3条の目的達成のために必要な事業を行う。

第5条[会 員]

本会は、本会の目的に賛同する以下の会員をもって組織する。

- 1 正会員
- 2 一般会員

第6条[役 員]

本会は、運営のために次の役員を置き、理事は総会において選任し、代表・副代表・監事・顧問は理事会において互選する。

- 〔1〕 代表 1 名
- 〔2〕 副代表 3 名以内
- 〔3〕 監事 3 名以内
- 〔4〕 顧問 3 名以内
- 〔5〕 理事 20 名以内

役員任期は2年とする。再任は妨げない。

第7条[会 議]

定時総会及び理事会を毎年1回開催する。必要あるときには臨時総会を開催する。出席者の過半数の賛成で議決する。その他、必要に応じて定例会を開催する。

第8条[会 計]

本会の事業を行うための必要な経費は、会費・補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

第9条[会 費]

本会の会費は次の通りとする。退会の場合は返金しない。

- 1 正会員 年額 20,000 円
- 2 一般会員 年額 0 円

事務局所在地

所在地：〒040-0064 北海道函館市大手町3番15号